

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付申請に関するQ & A

交付金の交付申請はどのように行うのですか。

国は、計画主体からの活性化計画及び交付対象事業別概要等の提出を受けた後、交付金の交付対象計画を決定し、その旨を計画主体に通知します。（要綱第4，要領第4）

交付対象計画の決定通知には、当該年度の交付金割当内示額（当該年度事業費（国費））及び交付申請の期限を明示します。

計画主体は国からの通知を受けた場合は、当該通知に定める期日までに、交付要綱に基づく交付申請を行う必要があります。（関連：交付要綱第7）

交付申請は、割当額について申請することとしますが、仮に割当額の一部について交付申請（以内申請）する必要がある場合は、当該申請が以内申請となった理由及び残りの交付金についての交付申請予定時期を明記した書類を添付してください。

国は計画主体から交付申請を受けた場合は交付要綱の定めるところに従い、計画主体に対して交付決定通知を行います。

複数の市町村等が共同で活性化計画を作成した場合は交付金の交付申請はどのようになりますか。

活性化計画の作成は、都道府県又は市町村の単独作成だけではなく、例えば複数の市町村がそれぞれの有する地域資源の有効活用を図るため、互いに連携を図り、漁業体験と林業体験を組み合わせ、必要となる施設を整備することにより一体的な地域の活性化に取り組む場合など、都道府県と市町村及び複数市町村の共同によることも可能です。

共同による場合は関係市町村が事業の推進体制等を十分検討、調整し、円滑な事業の実施が可能となるように努めることが重要です。

なお、交付申請は、代表の市町村による場合以外に、個々の市町村がそれぞれ申請することも可能ですが、この場合は交付決定がそれぞれ別になりますので、これを跨いだ交付金の融通ができなくなります。どのような形で申請にするかは地域の実情を踏まえ関係地方公共団体間で調整の上、判断してください。

< 共同計画の場合の交付金の申請 >

活性化計画： A県、b町、c村が共同で作成

交付金の交付例：	例1)	国	代表A県	b町、c村	事業実施主体
	例2)	国	b町		事業実施主体
		国	c村		事業実施主体

注：例2の場合は、交付決定後にb町、c村間の交付金の融通は行えません。

複数の活性化計画にかかる交付申請書を一括して申請することは可能ですか。

同一の計画主体（都道府県又は市町村）が複数の活性化計画を作成し、これに必要な交付金の交付申請を行う場合は、事務の効率化を図るため、これらを一本にまとめて申請することができます。

なお、一本の交付申請にまとめる場合にあっては、交付金の施設間・年度間融通が同一の活性化計画内に限られることから、個々の活性化計画毎の内訳を明確に区別する必要があります。

< 交付申請（複数計画分を一本で申請） >

申請書の作成イメージ

農林水産大臣 殿

.....

..... 県知事

..... 円を交付されたく申請する。

記

(A 活性化計画分)

1 事業の目的

2 収支予算書

3 地区別事業内容及び配分表

4 事業の完了予定

5 添付書類

(B 活性化計画分)

1 ~ 4 (A 計画と同様に整理) 5 添付書類は省略可

(総括表)

2 収支予算書

一本での交付申請は、計画主体が同一である場合は、その作成年度に関係なく複数の活性化計画分を一本で交付申請することができます。なお、交付申請を一本にまとめた場合は、実績報告等についてもこの単位で行い、その内訳については交付申請と同様に明確にする必要があります。

消費税も交付の対象ですか。

事業を実施する過程では消費税法に基づき消費税相当額を含む支払が行われることとなりますが、事業実施主体によっては確定申告の際に当該消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合があります。

このため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、消費税の課税事業者が事業実施主体となる場合であって、仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行うこととしています。

ただし、実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には実績報告でこれを交付金額から減額して報告して頂くこととし、実績報告の時点においても確定しない場合は国は消費税額を含む額により交付金額の確定を行います。仕入税額控除対象額が確定した段階でこの国費相当額を国に返還することとしています。

< 消費税の取扱い >

消費税の課税事業者：基準期間の課税売上高（消費税が課税される売上高）1,000万円を超える事業者又は課税事業者を選択した者。（簡易課税の適用を受けている者を除く）

（例えば農協、漁協、農業生産法人等が、基準期間の売上額によっては該当することになります。また、地方公共団体であっても特別会計で事業を行う場合は該当する場合があります）

課税事業者は税務署に申告し、消費税及び地方消費税を納めることとなります。納税額は、基本的に売上げに対する預かった消費税等から、仕入れや経費に対する支払った消費税等を差し引いて計算されます。従って仕入れや経費に対する消費税額が大きい場合は差額が還付されることとなります。

このように、納税額から仕入れに係る消費税額を控除できることとなっていることから、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は当該消費税額を除いた額を交付。あるいは後に精算、返還を行うこととしています。